

平成 30 年 第 5 回 定例会議

# 教育委員会会議録

平成30年 6 月 27 日

羽島郡二町教育委員会

## 平成30年 第5回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

○日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前11時10分から午後12時30分まで

○場 所 岐南町立岐南中学校 1階 会議室

### ○議事日程

- 日程第1 前回会議録の承認について
- 日程第2 教育長の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- 日程第3 承認第9号 笠松町文化財保護審議会委員の委嘱について(6/18)
- 日程第4 承認第10号 笠松町社会教育委員の委嘱について(6/25)
- 日程第5 承認第11号 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱について(6/26)
- 日程第6 議案第20号 笠松町公民館運営審議会委員の委嘱について(6/27)
- 日程第7 議案第21号 岐南町社会教育委員の委嘱について(7/3)
- 日程第8 議案第22号 羽島郡二町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について(7/)
- 日程第9 議案第23号 羽島郡二町学校結核対策委員会委員の委嘱について(7/13)
- 日程第10 議案第24号 笠松町体育施設運営委員会委員の委嘱について(8月頃)
- 日程第11 議案第25号 羽島郡二町教育委員会事務局組織規則の一部を改正  
する規則について・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
- 日程第12 議案第26号 優秀な教職員の認定及び表彰候補者の承認について・・資料3

### ○協議題

- 日程第13 (1) 羽島郡二町「立志塾」研修について・・・・・・・・資料4
- (2) 平成30年度岐阜県市町村教育委員会連合会  
「新任教育委員・教育長研修会」の実施について・・・・・・・・資料5
- (3) 次回（第6回）教育委員会定例会の開催について・・・・・・・・資料6

### ○出席者

教育長	宮 脇 恭 顯
教育委員(教育長職務代理者)	杉 江 正 博
教育委員	岩 井 弘 榮
教育委員	久 納 万 里 子
育委員員	林 潤 美

### ○説明のために出席した者

総務課長	松 原 和 成
学校教育課長	青 木 孝 憲
社会教育課長	川 島 雅 徳

### 1 本日の書記

総 務 課 長(管理監)	松 原 和 成
--------------	---------

-----  
【午前11時10分 開会】

△開会

◎**教 育 長** それでは、会期の決定について平成30年6月27日（水曜日）午前11時10分、岐南町立岐南中学校 1階 会議室で平成30年（第5回）羽島郡二町教育委員会定例会の開会を宣した。

議事日程により会期は本日1日とする旨を会議に諮ったところ、異議なしと認め、会期は1日限りに決定した。

△日程第1 前回会議録の承認について

◎**教 育 長** 前回の会議録の承認について、事務局より報告をお願いいたします。

◎**総 務 課 長** 前回の会議録を説明報告する。平成30年（第4回）羽島郡二町教育委員会定例会議は、平成30年5月23日（水曜日）午前8時40分から午前9時15分までと午前10時25分より、岐南町中央公民館・会議室で開催いたしました。

その会議の概要を報告いたします。

議案第12号 岐南町・笠松町教育大綱の改正案について

議案第13号 教職員の働き方改革について

議案第14号 キッズウィークの運用について

議案第15号 笠松町立笠松中学校学校運営協議会委員の委嘱について(6/6)

議案第16号 岐南町立岐南中学校学校運営協議会委員の委嘱について(6/14)

議案第17号 笠松町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について(7/ )

議案第18号 岐南町総合調理センター運営委員会委員の委嘱について(7/ )

議案第19号 岐南町文化財保護審議会委員兼歴史民俗資料館運営協議会委員の委嘱について

議案書に基づき、以上8議案が承認されました。

協議題

(1) 羽島郡二町「立志塾」実行委員会実施要項等の承認について

学校教育課長が資料2により、実施要項の立志塾の願い、児童生徒に育てたい資質・能力、主催及び実行委員会委員、実施期日及び会場、研修日程及び講師、参加者の構成、事前研修会について、説明し承認を得た。

(2) 次回（5回）教育委員会定例会及び学校訪問の開催について

総務課長が資料3により、平成30年6月27日（水）午前9時40分から、岐南町立岐南中学校に於いて、授業参観及び校長・教頭先生との懇談後、定例会を開催することを確認した。

以上が、平成30年（第4回）教育委員会定例会議の報告でございます。

◎教 育 長 何かご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教 育 長 それでは、前回の会議録の承認は、原案のとおり承認することといたします。

△日程第2 教育長の報告について

◎教 育 長 教育長の報告について、2ページの資料2をご覧ください。

### 1 はじめに

大半の学校訪問を終えた。岐南町は岐阜教育事務所の管理訪問を兼ねた。本年度、外国語活動が小学校3年生から年間15時間でスタートした。学習支援員さんの配置替え、アシスタントティーチャーの任用等の改善をしてどのように学校で活用していただいているのかを参観した。

#### (1) アシスタント・ティーチャー

少人数の授業を参観することが多かったが、担任より多い児童を指導されていた一人を除いて、5～6人の少人数を担任と同じ内容を同じように指導されている方が多かった。

- ・授業の途中で方策が分らない児童を集めて少人数で指導する。
- ・最後には一緒になって確認問題を解いて、先生は違っていたが、全員が問題解決できたことを確認する。
- ・班学習で進め、全員が分る、全員が解ける、全員が話ができるという目標に合わせて、二人で班を巡視し、確認の問題をもって全員が解決した事を認めたり、話し合いの仕方を助言したりする。 など、一層の工夫が欲しい。

#### (2) 学習支援員

中学校の支援員さんで数学の授業に関わり、巡視して、つまづいている生徒を見つけては、支援している方があった。

小学校では支援を要する児童の横で、担任の指導に集中するよう背中を押したり、鉛筆を持たせたり、ノートを開かせたりしているのが目だった。

個別に対応が必要な児童もいた。立ち歩き、暴言等が多く教室に位置付かない児童を図書館で一緒に活動しながら心の安定を保障していただいていたいたり、支援する児童に手首を噛まれ、それでも支援を続けていて下さる支援員さんもあり、本当に申し訳ないと思っている。

#### (3) 外国語活動

少なくともALTの児童に投げかけている英語を、自分も一緒に、小さな声でもよし、後追いで絶えず話す習慣をつけることが大切だ。ALTが疲れていると感じている。

## 2 少年の主張大会

本年度の主張大会は40回大会だった。この大会は昭和41年、(公益法人)青少年育成国民会議が立ち上がり、翌42年、各都道府県も青少年育成県民会議、各市町村では青少年育成町民会議を設立して、次代の青少年の育成について国を挙げて取組もうと組織され、岐阜県では昭和52年青少年健全育成条例を策定して、その充実に努めた。

各県では青少年部局が県民会議に補助金を準備して(社団法人)青少年育成県民会議を継続させ、「少年の主張大会」は町民会議や県民会議で行い、全国大会に繋いでいる。

## 3 6月議会

6月議会は笠松町では初めて一般質問なしであった。一方、岐南町においては最多の質問があった。

## 4 その他

- (1) 学びと社会の連携事業について
- (2) 岐阜地区採択協議会の進捗
- (3) 立志教育支援フォーラムの開催
- (4) 防災デイキャンプについて
- (5) 笠松小学校通級指導教室(情緒・自閉)について
- (6) 藤田 力さんからの寄贈について

小原和紙工芸作家、小原和紙復興に貢献、昭和53年日展入選

- ①絵は笠松小学校につける。
- ②感謝状を渡す。
- ③絵の鑑定はしない。
- ④最初で最後でお願いする。

教育長の報告について資料1を用いて説明する。以上でございます。

△ 日程第3 承認第9号の代決処分<sup>1</sup>の報告について

◎**教育長** 承認第9号 笠松町文化財保護審議会委員の委嘱<sup>2</sup>についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎**総務課長** 代決処分<sup>1</sup>の報告は3件ございます。承認第9号、承認第10号、承認第11号でございます。

第2条とは、教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

次のページは代決処分書<sup>1</sup>であります。事務委任規則第2条とは、教育長は、緊急やむを得ないときは、教育委員会の権限に属するものを代決することができる。速やかに教育委員会に報告しなければならない。

承認第9号 笠松町文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

文化財保護法第105条とは、市町村の教育委員会に、条例の定めるところより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

笠松町文化財保護条例第28条第2項とは、審議会は、委員7名以内で組織する。第2項に委員は、文化財の保存及び活用に関し学識経験者のある者のうちから、教育委員会が任命する。第1回会議が、6月18日に開催されましたので報告といたします。新たに、古澤様が入られ、4名から5名の方に委嘱するものでございます。委員の任期は2年間、平成30年4月1日～平成32年3月31日まででございます。

◎教育長 ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、承認第9号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長 ご異議なしと認め、承認第9号は原案のとおり可決することといたします。

△ 日程第4 承認第10号の代決処分の報告について

◎教育長 承認第10号 笠松町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎総務課長 承認第10号 笠松町社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。

社会教育法第15条第2項とは、社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。笠松町社会教育委員条例第2条とは、委員は、学校教育及び社会教育の関係者家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者。第1回会議が、6月25日に開催されましたので報告といたします。太文字の小学 校長と町議会議員の2名の方が変わられ、新たに、6名の方に委嘱するものでございます。委員の任期は2年間、平成30年4月1日～平成32年3月31日まで 以上でございます。

◎教育長 ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、承認第10号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教 育 長** ご異議なしと認め、承認第10号は原案のとおり可決することといたします。

△ 日程第5 承認第11号の代決処分の報告について

◎**教 育 長** 承認第11号 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎**総 務 課 長** 承認第11号 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱についてご説明いたします。実施要領第2条第2項とは、教育委員会は、点検評価を適正なものとするため、外部の学識経験者等によって構成する評価委員会の意見を聴かなければならない。

実施細則第2条第2項とは、

委員さんは、(1)教育行政に関する専門知識を有する者。

(2)学校関係者

(3)保護者

(4)民間における企業体、団体等の関係者

(5)その他教育長が適当と認める者

第1回会議が、6月26日に開催されましたので報告といたします。太文字の2名の方が変わられ、新たに、5名の方に委嘱するものでございます。委員の任期は2年間、平成30年4月1日～平成32年3月31日まで 以上でございます。

◎**教 育 長** ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教 育 長** それでは、承認第11号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教 育 長** ご異議なしと認め、承認第11号は原案のとおり可決することといたします。

△ 日程第6 議案第20号 笠松町公民館運営審議会委員の委嘱について

◎**教 育 長** 議案第20号 笠松町公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎**総 務 課 長** 議案第20号 笠松町公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。社会教育法第30条とは、市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会

の委員は、教育委員会が委嘱する。笠松町公民館条例第4条とは、委員は、学校教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中から、教育委員会が委嘱する。第1回会議が、本日夜に開催されます。太文字の8名の方が変わられ、新たに、14名の方に委嘱するものでございます。委員の任期は2年間、平成30年4月1日～平成32年3月31日まで 以上でございます。

◎教 育 長 ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教 育 長 それでは、議案第20号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教 育 長 ご異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決することといたします。

△ 日程第7 議案第21号 岐南町社会教育委員の委嘱について

◎教 育 長 議案第21号 岐南町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎総務課長 議案第21号 岐南町社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。社会教育法第15条第2項とは、社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。岐南町社会教育委員条例第2条とは、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中から、教育委員会が委嘱する。第1回会議が、7月3日に開催されます。太文字の6名の方が変わられ、新たに、15名の方に委嘱するものでございます。委員の任期は2年間、平成30年4月1日～平成32年3月31日まで 以上でございます。

◎教 育 長 ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教 育 長 それでは、議案第21号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教 育 長 ご異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決することといたします。



△ 日程第8 議案第22号 羽島郡二町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について

◎**教 育 長** 議案第22号 羽島郡二町特別支援教育連携協議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎**総務課長** 議案第22号 羽島郡二町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。設置要綱第3条とは、協議会は、委員20人以内をもって組織する。委員は、医療機関 関係者

羽島郡小中学校長会を代表する者

羽島郡特別支援教育コーディネーター等関係職員

羽島郡PTA連合会を代表する者

福祉等関係課を代表する者

羽島郡内の保育園及び幼稚園を代表する者

その他、教育委員会が適当と認める者

第1回会議が、7月5日に開催されます。太文字の12名の方が変わられ、新たに、19名の方に委嘱するものでございます。委員の任期は1年間、平成30年4月1日～平成31年3月31日まで 以上でございます。

◎**教 育 長** ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教 育 長** それでは、議案第22号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教 育 長** ご異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決することといたします。

△ 日程第9 議案第23号 羽島郡二町学校結核対策委員会委員の委嘱について

◎**教 育 長** 議案第23号 羽島郡二町学校結核対策委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎**総務課長** 議案第23号 羽島郡二町学校結核対策委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

設置要綱第3条とは、組織 委員会は、委員7人で構成する。

委員は、①保健所長 1名

②結核の専門家 2名

③学校医の代表 1名

④医師会の代表 1名

⑤学校長の代表 1名

⑥養護教諭の代表 1名

第1回会議が、7月13日に開催されます。太文字の2名の方は、異動により変わられ、新たに、7名の方に委嘱するものでございます。委員の任期は1年間、平成30年4月1日～平成31年3月31日まで 以上でございます。

◎教育長 ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、議案第23号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長 ご異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決することといたします。

△ 日程第10 議案第24号 笠松町体育施設運営委員会委員の委嘱について

◎教育長 議案第24号 笠松町体育施設運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎総務課長 議案第24号 笠松町体育施設運営委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。笠松町体育施設条例第3条とは、教育委員会の諮問に応じ、体育施設の運営に関する重要事項を調査審議するための、委員会を置く。

委員は、①学識経験者

②社会教育関係団体の代表

③町議会議員

④関係行政機関の職員

第1回会議が、8月頃に開催されます。太文字の1名の方、町体育協会理事長さんが残り、7名の方が変わられました。新たに、8名の方に委嘱するものでございます。委員の任期は2年間、平成30年4月1日～平成32年3月31日まで 以上でございます。

◎教育長 ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、議案第23号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教 育 長** ご異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決することといたします。

△ 日程第11 議案第25号 議案第25号 羽島郡二町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

◎**教 育 長** 議案第25号 議案第25号 羽島郡二町教育委員会事務局組織規則の一部改正を改正する規則についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎**総 務 課 長** 議案第25号 羽島郡二町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

羽島郡二町教育委員会事務局組織規則(平成24年郡二町教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 事務事業点検評価に関すること。

第4条中第8号を削り、第9号を第8号とし、同条第10号中「羽島郡二町就学指導委員会」を「羽島郡二町教育支援委員会」に、「就学指導専門委員会」を「羽島郡二町教育支援専門委員会」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第1項中「課長補佐」を「主幹、課長補佐」に改め、同条中第8項を第9項とし、第2項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 主幹は、上司の命を受け、その担当事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

第9条を次のように改める。

(その他)

教育委員会の公文書並びに事務局の職員の事務処理及び服務については、幹事町の事務局部局の例による。

第10条を削る。

附 則

(施行期間)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正前の第9条の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。

◎**教 育 長** ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教 育 長** それでは、議案第25号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教 育 長** ご異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決することといたします。

△ 日程第12 議案第26号 優秀な教職員の認定及び表彰候補者の承認について

◎**教 育 長** 議案第26号 優秀な教職員の認定及び表彰候補者の承認ついてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎**学校教育課長** 議案第26号 優秀な教職員の認定及び表彰候補者の承認について、ご説明いたします。要綱第1条により地道な努力を重ねて、学校教育の推進に顕著な功績を挙げている羽島郡の優秀な教職員を優秀な教育の専門家として認証し、表彰することによって、教職員の資質の向上や実践意欲の高揚を図り、各学年の活性化に資することを目的とする。平成30年度は5名を表彰の該当する者であります。

① 笠松小学校で、教科指導(算数科)・生徒指導(人権教育)

② 笠松小学校で、教科指導(算数科)・学級経営

③ 松枝小学校で、教科指導(生活科)

④ 笠松中学校で、生徒指導

⑤ 笠松中学校で、教科指導(社会科) ご協議を願います。以上でございます。

◎**教 育 長** ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教 育 長** それでは、議案第26号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教 育 長** ご異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決することといたします。

△ 日程第13 (1) 羽島郡二町「立志塾」研修について

◎**教 育 長** 日程第13号 (1) 羽島郡二町「立志塾」研修についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎**学校教育課長** 28ページの資料4をご覧ください。平成30年度羽島郡二町「立志塾」実施要項についての実行委員会の塾長、研修日程及び講師の依頼、事前研修会の開催日等の説明をした。

◎**教育長** ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、(1)羽島郡二町「立志塾」研修について、ご承認いただけますか  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、「立志塾」研修について、ご承認いただいたことといたします。

△ 日程第13 (2)平成30年度岐阜県市町村教育委員会連合会より「新任教育委員・教育長研修会」の実施について

◎**教育長** 日程第13号(2)平成30年度岐阜県市町村教育委員会連合会より「新任教育委員・教育長研修会」を議題といたします。事務局より説明願います。

◎**総務課長** 35ページの資料5をご覧ください。平成30年度羽島郡二町立志塾実施要項について、平成30年度岐阜県市町村教育委員会連合会より、毎年開催されております、新任教育委員・教育長さんの研修会の開催について依頼がありました。日時は、7月24日(火)午後2時から午後4時まで、会場は、ぎふメディアコスモス 1階 みんなのホールで開催されます。林委員さん、都合の方はよろしかったでしょうか。参加していただけますか。報告は、7月4日(水)までに事務局から報告いたします。 以上でございます。

◎**教育長** 林委員さんよろしく申し上げます

△ 日程第13 (3)次回(第6回)教育委員会定例会の開催について

◎**教育長** 日程第13号(3)次回(第6回)教育委員会定例会の開催についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎**総務課長** 37ページの資料6をご覧ください。

次回第6回定例会の開催日程表でございます。日にちに○が記入されている日をお願いいたします。5日間しかございませんが、都合の良い日でよろしく願いいたします。

7月17日(火)、

18日（水）、  
24日（火）午前中のみ、  
26日（木）、  
31日（火）、都合の悪い方、日にちを教えてください。

参考に平成29年 第6回 定例会は、7月26日（水）午前9：30～11：30  
岐南町役場に於いて開催いたしました。事務局側の勝手に申し訳ございませんが、平成31年度使用小・中学校用教科用図書岐阜地区採択についての議案書の提出日から  
みもありますので、第1希望日の26日をお願いいたします。

◎岩井委員 開始時間を午後3時からお願いします。

◎教育長 ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、第6回定例会は、7月26日（木）午後3時から午後4時30分  
まで岐南町役場に於いて開催いたします。

△ 日程第13 （4）その他

◎教育長 日程第13号 （4）その他 教員採用選考の参観についてご連絡いたします。

◎総務課長 別添に、教員採用選考2次試験の参観について、県教育委員会から依頼がありましたので、ご連絡いたします。日時は、8月22日（水）14：00～16：00まで、場所は、東長良中学校に於いて開催されます。委員さんの中で参加されます委員さんはお見えになられますか。

◎岩井委員 参加いたします。

◎総務課長 事務局から出席報告をいたします。

◎教育長 以上をもちまして、平成30年（第5回）定例教育委員会を閉会いたします。

【 午後12時30分 閉会 】